

役場の組織が変わります

町では、現在の組織を住民のみなさんの声をより反映できるよう、実態にあった形とするために業務の内容を見直しました。
4月1日からの役場庁舎内の課の配置は図のとおりとなります。

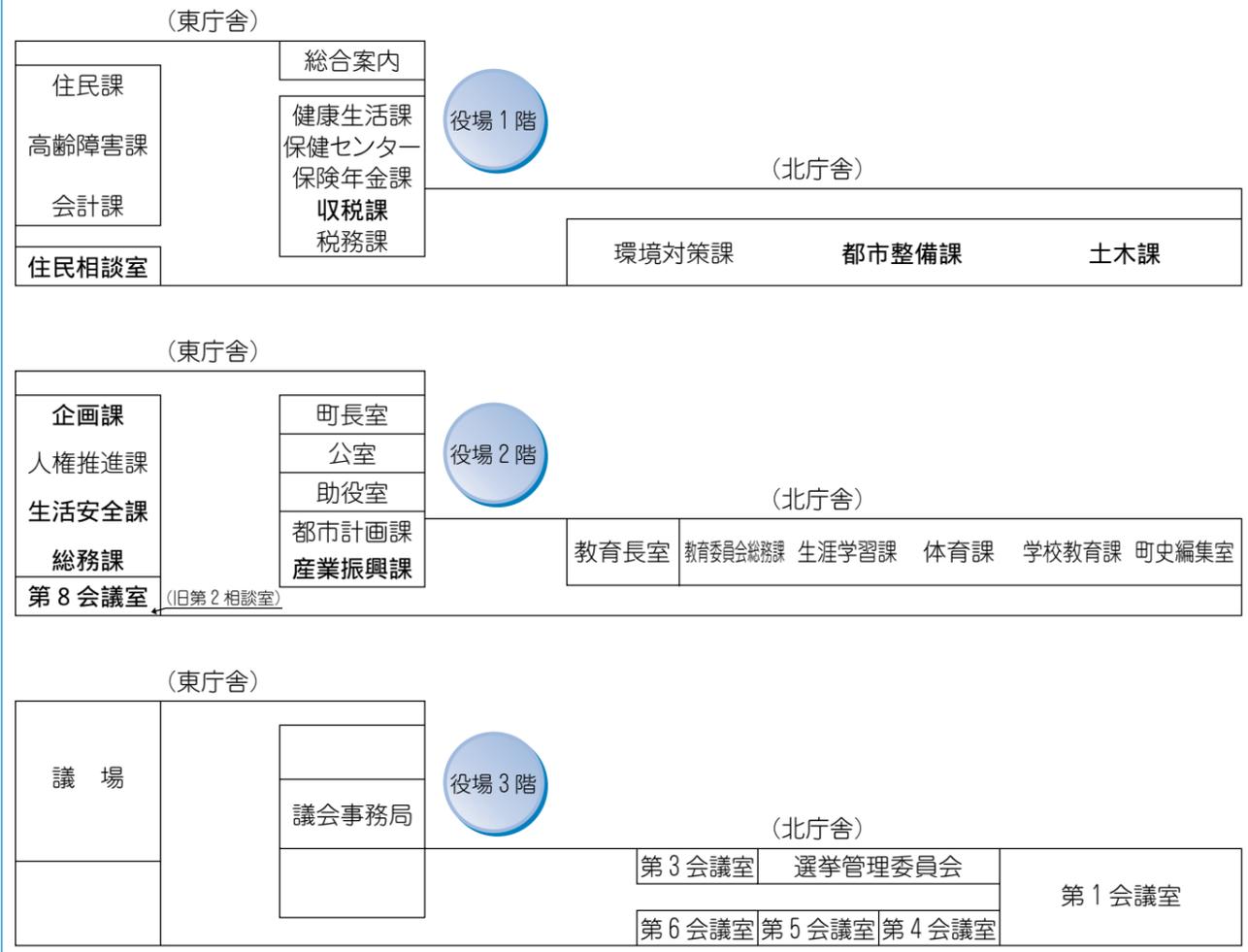


新設または変更した課の名称と主な業務内容

(新 設)		(変 更)	追加、変更された主な事務
収 税 課 (東庁舎1階)	町税の徴収に関する事項	都市整備課 (北庁舎1階)	下水道に関する事項
住民相談室 (東庁舎1階)	住民相談に関する事項 広聴に関する事項	土 木 課 (北庁舎1階)	建設課事務を承継
		企 画 課 (東庁舎2階)	企画調整課事務を承継 予算および財政に関する事項 情報政策に関する事項
		生活安全課 (東庁舎2階)	地域振興課事務を承継 危機管理に関する事項 交通災害共済に関する事項
		産業振興課 (東庁舎2階)	商工農政課事務を承継

役場行政機構図 (4月1日より)

※太字は新設又は業務に変更のある課を表します。



監査委員に高橋節男氏



監査委員の高橋節男氏は任期満了となりましたが、3月定例議会において同意され、3月18日付けで再任されました。
高橋氏は、平成13年3月から監査委員を務められています。

固定資産評価審査委員会の委員に

三ツ井 泉氏
澤田 芳男氏
森田 伊久雄氏



三ツ井氏は、平成9年4月から固定資産評価審査委員会委員、平成11年5月から同委員長職務代理者、平成14年4月から同委員長を務められています。



澤田氏は、平成11年4月から固定資産評価審査委員会委員、平成14年4月から同委員長職務代理者を務められています。



森田氏は、平成14年4月から固定資産評価審査委員会委員を務められています。

4月1日から個人情報保護法が全面施行されます

あなたの大切な個人情報を守るために

だれもが安心してIT社会の便益を享受するための制度的基盤として、平成15年5月に公布された個人情報保護法が平成17年4月1日から全面施行されます。

この法律は、個人情報の有用性に配慮しながら、個人の権利や利益を保護することを目的としています。

個人情報は思わぬところで悪用される可能性もあります。ご自分の個人情報をむやみに提供しないようにするなど、「自分の情報は自分で守る」という意識も必要です。

●**主な内容**

個人情報取扱事業者は、個人情報の利用目的を明らかにし、その範囲内で取り扱わなければなりません。また、本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供することは原則禁止されるほか、安全管理措置、従業者や委託先の監督など個人情報の適正な取扱いに関するルールが適用されます。

●**自分**の個人情報については、事業者の開示等を求めることができます。また、個人情報に関するトラブルや疑問は、その事業者に申し出るほか、認定個人情報保護団体、国民生活センターの苦情相談窓口、県庁および町役場などでご相談いただけます。



詳しくは内閣府国民生活局ホームページ
<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/kojin/index.html>